

青森県男女共同参画センター・子育て支援社会形成促進センター管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、青森県男女共同参画センター及び青森県子ども家庭支援センターの指定管理業務を行う未来へつなぐネットあおもりグループ（以下「指定管理者」という。）が青森県男女共同参画・子育て支援社会形成促進センター条例（平成13年3月青森県条例第1号。以下「条例」という。）及び青森県男女共同参画・子育て支援社会形成促進センター規則（平成13年5月青森県規則第60号）に定めるもののほか、青森県男女共同参画・子育て支援社会形成促進センター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の承認)

第2条 規則第5条第1項に基づき、条例の別表第1号及び第2号に掲げる研修室等（以下「研修室等」という。）の使用の承認を受けようとする者（以下「使用申込者」という。）は、青森県男女共同参画・子育て支援社会形成促進センター使用申込書（第1号様式。以下「使用申込書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の内容が、条例の別表の備考に規定する特定活動に該当する場合は、前項の使用申込書に青森県男女共同参画・子育て支援社会形成促進センター使用に係る特定活動承認申請書（第2号様式）を添付しなければならない。

3 使用申込者は、第1項の使用申込書を、使用しようとする日の6か月前から7日前までに提出しなければならない。ただし、条例の別表の備考に掲げる特定活動に使用する場合は、使用しようとする日の1年前から7日前までとする。

4 第1項の使用申込書の提出時間は、開館日（規則第4条に規定する休館日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

5 指定管理者は、提出された使用申込書及び特定活動申請書についてその内容を審査のうえ、条例第5条第1項各号に該当するおそれがないと認められるときは、規則第5条第2項の規定に基づき、青森県男女共同参画・子育て支援社会形成促進センター使用承認書（第3号様式。以下「使用承認書」という。）を、使用申込者に交付するものとする。

6 前項により使用承認書の交付を受けた者が使用の取消をしようとする場合は、青森県男女共同参画・子育て支援社会形成促進センター使用取消通知書（第3号の2様式。以下「使用取消通知書」という。）並びに交付済みの使用承認書及び払込通知書を、使用する日の4日前までに指定管理者に提出するものとする。

(使用料の納付)

第3条 指定管理者は、前条の規定により研修室等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）に対して、払込通知書を交付するものとする。

2 使用者は、払込通知書を受領したときは、使用する前までに払込通知書により使用料を納付しなければならない。

センター窓口での使用料の納付は午前9時から午後5時までとする。

3 前項の規定により納付した使用料は還付しない。ただし、天災その他使用者の責めによらない理由によりセンターの当該施設を使用することができなくなった場合は、この限りでない。

(使用承認書等の提示)

第4条 使用者は、使用当日、使用承認書及び使用料の払込領収書をセンター内の受付に提示したのち使用するものとする。

(使用料の免除)

第5条 条例第4条第2項の規定により、使用料の全部又は一部の免除を受けようとする者は、使用料免除申請書（第4号様式）を使用申込書に添付のうえ、指定管理者を経由して青森県知事に提出しなければならない。

（原状回復の義務）

第6条 使用者は、研修室等の使用を終了後、ただちに使用場所及び使用物品を原状に復し、指定管理者の確認を受けなければならない。

（許可を要する事項）

第7条 センター内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ指定管理者の代表者の許可を受けなければならない。

- （1）文書、図画その他これらに類するものを配付し、又は掲示すること。
- （2）物品の販売又は宣伝、寄付の募集、契約の勧誘その他これに類する行為をすること。
- （3）看板、ポスター、旗、幕、アドバルーン、のぼりその他これに類する物を掲出すること。
- （4）鉄砲、刀剣類又は重量物を持ち込むこと。
- （5）備品若しくは器具を移動し、特別な設備を設置し又は特別な装飾をすること。
- （6）火気を使用すること。
- （7）飲食（弁当等の軽飲食を除く）をすること。

2 前項の許可を受けようとする者は、許可申請書（第5号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、第1項の許可（掲示物を除く。）をしたときは、許可書（第6号様式）を交付するものとし、第1項第1号の掲示物については、許可印（第7号様式）を押印するものとする。

（利用者の遵守事項）

第8条 センターを利用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）センター内において、他人の迷惑になるような行動をしないこと。
- （2）示威又は喧騒な行為をしないこと。
- （3）センターの施設、設備等をき損し、又は破損しないこと。
- （4）通行の妨げをしないこと。
- （5）承認を得ないで施設、設備等に特別な設備をし、又はその原状を変更しないこと。
- （6）センターの敷地内で喫煙しないこと。また、所定の場所以外で飲食をしないこと。
- （7）火薬類等の危険物を持ち込まないこと。
- （8）著しく定員を超え研修室等を使用しないこと。
- （9）前各号に掲げるもののほか、他人の迷惑になる行為及びセンターの管理上支障となるものとして指定管理者が指示する事項。

（その他の事項）

第9条 この規程に定めのない事項については、その都度指定管理者の指示するところにより処理するものとする。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。